

議案第154号

宝塚市立末広駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立末広駐車場条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(開場時間等)</u></p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 自動車</u>を駐車場に入庫させ、及び駐車場から出庫させることができる時間(以下この項において「入出庫時間」という。)は、午前8時30分から午後10時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、入出庫時間を変更することができる。</p> <p><u>(休場日)</u></p> <p>第5条 駐車場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休場日を変更し、若しくは臨時に休場日を設け、又は休場日に開場することができる。</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第8条 駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p><u>2 利用料金の額は、自動車1台1回</u>の入庫につき、1時間当たり200円を超えない額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p><u>3 第1項の規定により支払われた利用</u>料金は、指定管理者の収入として収受させる。</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(利用料金の返還)</u></p> <p>第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p>第13条第1項・第2項 略</p>	<p><u>(開場時間)</u></p> <p>第4条 略</p> <p><u>(休場日)</u></p> <p>第5条 駐車場は、無休とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休場日を設けることができる。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 駐車場を使用しようとする者は、使用料を市に納付しなければならない。</p> <p><u>2 使用料の額は、自動車1台1回</u>の入庫につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 使用時間が1時間以内である場合 無料</p> <p>(2) 使用時間が1時間を超える場合 最初の1時間を超える30分(30分未満の端数が生じたときは30分とする。)につき100円</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(使用料の返還)</u></p> <p>第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p>第13条第1項・第2項 略</p>

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2)・(3) 略

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3)・(4) 略

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第16条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は第13条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理を開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第3条の規定にかかわらず、市長が駐車場の管理を行うものとする。この場合において、市長は、第8条第2項に定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 使用対象者の平等な使用を確保できるものであること。

(2)・(3) 略

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

(2) 使用料の徴収に関する業務

(3)・(4) 略

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第16条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は第13条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理を開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第3条の規定にかかわらず、市長が駐車場の管理を行うものとする。